

筑後市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

背景

- 【平成26年4月】新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、「筑後市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成。」
- 【令和6年7月】政府行動計画の全面改定。
- 【令和7年3月】県行動計画の改定。

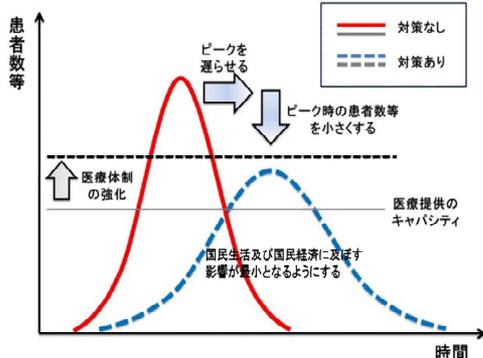
国・県の行動計画改定を踏まえ、筑後市行動計画を改定します。

目的

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生活及び健康を保護すること

住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

【対策の効果】



- ・流行のピークを遅らせることで、医療体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保します。
↓
- ・医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで、適切な医療を受けられるようにし、重症者数や死亡者数を減らします。
↓
- ・住民生活及び地域経済活動への影響を軽減します。

引用：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止）

改定のポイント

新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、様々な状況で対応できるように、主に以下のポイントについて改定しています。

【対策項目を増加】

対策項目を改定前の6項目から7項目へ拡充しました。

現行

- ①実施体制
- ②情報提供・共有
- ③まん延防止に関する措置
- ④予防接種
- ⑤医療
- ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保

改定後

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保

【平時の準備を充実】

各対策項目における取組を、「準備期」「初動期」「対応期」の3つの段階に分け、平時からの備えを充実しました。

【感染対策の機動的な対応を記載】

病原体の性状の把握、医療提供体制、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や社会経済等の状況に合わせ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることとします。

基本的な考え方

○幅広い呼吸器感染症に柔軟に対応する必要があることを念頭に置き、感染症の特徴や流行状況等を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、対策が住民生活及び地域経済に与える影響を総合的に勘案し、市行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し、決定します。

○医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものです。事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要です。日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。

対策推進のための役割分担

市

国や県、関係機関と連携し、市域における総合的な対策を実施します。

医療機関

地域における医療提供体制の確保のため、院内感染対策の研修や物資の確保等を推進します。発生時は県との協定に基づき、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を実施します。

市

医療機関

指定(地方)
公共機関

国

筑後市
新型インフル
エンザ等対策
行動計画

登録事業者

県

住民

一般事業者

住民

平時からの感染症に関する情報や対策等の知識習得、健康管理、個人レベルの基本的な感染対策の実践、マスクや食料品・生活必需品等の備蓄に努めます。

一般事業者

職場における感染対策として、平時からのマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄のほか、発生時における事業の縮小等の対応に努めます。

発生段階における対策

【発生段階の考え方】

準備期：新型インフルエンザ等感染症が発生する前の段階

初動期：新型インフルエンザ等感染症が発生した段階

対応期：封じ込めを念頭に対応する時期

病原体の性状等に応じて対応する時期

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

特別措置法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

※個々の対策の実施時期は発生段階と必ずしも一致しないことがあるため、段階は目安として必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

各対策項目における発生段階ごとの主な対策

対策項目	計画の該当ページ	計画における主な対策	
		準備期(平時)	初動期・対応期
①実施体制	18～22	* 新型インフルエンザ等の発生に備え、国・県等との連携の強化、平時からの情報共有	* 人員確保のための全庁的な体制構築 * 対策本部の設置・必要な財政措置
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	23～25	* 関係機関との感染症に関する情報共有体制の整備 * (住民)感染症に関する情報や、発生時にとるべき行動等の知識習得	* 住民に対して必要な情報提供・注意喚起 * 相談窓口等の設置

各対策項目における発生段階ごとの主な対策

対策項目	計画の該当ページ	計画における主な施策	
		準備期(平時)	初動期・対応期
③まん延防止	17, 26～27	<ul style="list-style-type: none"> * (住民)平時からの健康管理、基本的な感染対策等の個人レベルの感染対策の実践。 * 基本的な感染対策の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> * (住民)発生状況や予防接種等の情報を得て、個人レベルでの対策を実施。 * 業務継続計画に基づく対応の準備・実施 基本的な感染対策の周知・徹底
④ワクチン	28～32	<ul style="list-style-type: none"> * ワクチン接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> * 構築した接種体制に基づき接種を実施 * 住民への情報提供・共有
⑤保健	33	<ul style="list-style-type: none"> * 保健師等の人材育成・体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> * 県が実施する健康観察や生活支援への協力
⑥物資	17,34	<ul style="list-style-type: none"> * (住民)マスクや食料品、生活必需品等の備蓄 * 対策に必要な物資や個人防護具の備蓄等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> * 必要な物資の確保・備蓄状況の確認
⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保	35～38	<ul style="list-style-type: none"> DXを推進した仕組みの整備/住民に対する備蓄の推奨/要配慮者への生活支援等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 心身への影響に対応する施策/生活支援を要する者、事業者への支援/教育及び学びの継続に関する支援/生活関連物資の価格安定に関する施策